## (令和5年) 特定家畜人工授精用精液等の報告書

加 2024年3月15日提出 1,250 1,05(精卵の場合、体内受精卵と体外受精卵の数量はまとめてください。 報告対象物ごとに(精液・授精卵)報告書を作成してください。受 12月 300 100 500 200 証に記載されている 11月 200 ₽ 700 100 ₩ の家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告し 10月 400 500 100 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書 300 Щ 0 許可 900 100 700 Щ 工授精用精液等に係る、  $\infty$ 特定家畜人工授精用精液等に係え 業務の別を全て記載してください。 東京都千代田区霞が関1-2-1 800 800 100 Щ 800 200 1,200 Щ 9 100 1,600 450 200 Щ  $\Omega$ 工授精所 500 650 300 Щ 50 4 2023年1月 100 300 Щ 家畜人工授精所の名称及び所在地:農林多  $^{\circ}$ 家畜人工授精所の管理番号:012345 家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 前年12月31日時点の保存数量:300 家畜人工授精所の業務の別: 1、 00 0 8 皿 家畜人工授精所の運営の状況  $\sim$ 家畜人工授精簿等 参照 譲渡等記録簿等 参照 譲渡等記録簿等 参照 (様式第13号その3) 種付台帳等参照 (様式第4号その3) П 殿 上記集計 報告対象物 都道府県知事 (単位:本) 七失した数 月末時点の 生産数量 譲受数量 譲渡数量 利用数量 廃棄又は 9 2

-100

呆存数量

備老

## その他の家畜人工授精用精液等の報告書

いる場合は、特定家畜人工授精用精液等分、その他の家畜人工授精用精液等分をそれぞれ作成の上、提出 特定家畜人工授精用精液等とその他の家畜人工授精用精液等の両方について家畜人工授精所で取り扱って 、てくだない。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵

(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。) の業務に関する報告書

2024年3月10日提出

2023年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告しま 家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、

(特定家畜人工授精用精液の家畜は除い 許可証に記載されている家畜の種類毎に 業務の別を記載してください。 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林家畜人工授精所 12345 100 30 受精卵業務がない家畜人工授精所の場合は、空白でかまいません。 家畜人工授精用精液を譲渡した件数 家畜人工授精用精液を譲受した件数 家畜人工授精所の名称及び所在地 家畜の種類及びその業務の別 家畜人工授精所の管理番号 家畜受精卵を譲渡した件数 家畜受精卵を譲受した件数 വ

てください。

礟

都道府県知事